

健移発 0531 第 1 号
令和元年 5 月 31 日

公益財団法人日本臓器移植ネットワーク
理事長 門田 守人 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長

未確定のレシピエント選定リストによる移植施設への連絡を行った
事例への対応について（指示）

本年4月2日、貴法人より、脳死下臓器提供第595事例目のあっせんの際、未確定のレシピエント選定リストに基づき移植施設への連絡を行ったとの一報があったため、同日、過去に同様のあっせんを行った事例がなかったかどうかの検証を行うように指示した。

4月22日、貴法人より、過去に第595事例目のように未確定のリストによるあっせんを行った事例が無かったことについて口頭での報告があったことをうけ、第595事例目のあっせん状況及び過去の事例の検証内容について報告をするよう求めた。

今般、5月30日付けで、貴法人より報告書が提出された。

貴法人においては、平成29年1月に判明した心臓のあっせん誤りについて、臓器移植法第15条及び第16条の規定に基づき、その業務に関し報告を求めるとともに、あっせん誤りの原因の検証、再発防止策の実施の指示を行ったところである（平成29年厚生労働省発健0127第5号）。また、平成30年3月には、あっせん誤りにつながる可能性のある事案が2件報告されており、当省から貴法人に対し、再発防止策の検討依頼を行ったところである（平成30年健移発0330第1号）。このように、当省から再三の指導を行ってきたにもかかわらず、短期間に複数の事案が発生していることは、貴法人における公正かつ公平なあっせんに関する意識が著しく欠如していると言わざるを得ず、極めて遺憾である。

このような事案が繰り返し生じることは、臓器移植における関係者に多大な迷惑をかけるにとどまらず、公正かつ公平なあっせんに支障を来し、ひいては国民の信頼を失墜しかねないものである。

臓器あっせん機関である貴法人におかれては、公平かつ適正な業務運営が確保されるよう、下記の措置を講じられたい。

記

1. 今回の事案に関する具体的な再発防止策を検討し、その結果を可及的速やかに報告すること。
2. 上記の再発防止策について、その進捗状況を厚生労働省（健康局難病対策課移植医療対策推進室）に報告すること。

以上